

「新しい自己資本比率規制の素案に対する意見募集の実施について」への意見一覧
(標準的手法)

番号	条文	意見の概要	回答
1	標準的手法全般	<p>標準的手法では、ある債務者に対するエクスポージャーのうち一つでも延滞していれば、当該債務者に対するエクスポージャーを全て合計した上で延滞エクスポージャーとするのに対して、内部格付手法では、リテールエクスポージャーのデフォルトの認定に当たって、ある債務者に対するエクスポージャーの一つが延滞した場合であっても、当該債務者に対する他のデフォルトしていないエクスポージャーについては、デフォルトが生じたものとして扱わないことになっている。</p> <p>このように内部格付手法と標準的手法の間である債務者について延滞（又はデフォルト）しているリテールエクスポージャーを合計するかどうかの取扱いが異なることは、標準的手法採用行から内部格付手法に移行しようとする際にデータ整備等で追加的な負担を求められることにつながりかねず内部格付手法採用の阻害要因となるのではないか。</p>	<p>標準的手法における三月以上延滞エクスポージャーの取扱いについては、我が国においては、根担保・根保証制度が普及していることもあり、自己査定・引当も含めて債務者ベースで管理されている実態と、延滞債権を基本的に形式的な延滞の有無で判定するといった標準的手法の枠組みの簡素さの双方に照らしたものであり、我が国の実務に配慮しました。</p> <p>また、内部格付手法のリテールエクスポージャーの規定は、デフォルトの認定にあたって、一の債務者に対するエクスポージャーの一つが延滞した場合であっても、当該債務者に対する他のデフォルトしていないエクスポージャーについてはデフォルトが生じたものとして扱わなくてもよいとするものであり、これは義務規定ではありません。従って、当該規定が内部格付手法採用の阻害要因となっているかのような御指摘は、必ずしも当たらないのではないかと考えています。</p>
2	第54条 第55条 第59条 第64条 第67条 第68条 第256条 第263条	<p>信用リスク区分の対応表の信用リスク区分を格付区分で表記してほしい。</p>	<p>適格格付機関の格付とリスク・ウェイトの対応関係は、今後金融庁が定めることとなりますが、その際に格付機関の格付とバーゼルⅡのリスク・ウェイト表の格付記号とが必ずしも一致するとは限らないため、原案どおり信用リスク区分を用いることとします。</p>

番号	条文	意見の概要	回 答
3	標準的手法全般	<p>①自己資本比率規制において格付機関の格付を利用する場合には、市場における格付利用の実態に攪乱的な影響を与えることのないよう十分に配慮することが重要である。</p> <p>②格付が規制上の所要自己資本を最小にすることのみを目的として、銀行およびその債務者に利用されることのないよう、制度の設計に当っては慎重な工夫・対応を強く要望する。</p> <p>③適格格付機関の選定および格付の信用リスク区分への対応の決定においては、格付機関の自主的な情報の開示の促進、決定・選定過程の透明性確保を原則とすべきである。</p>	<p>①適格格付機関及び各適格格付機関の格付とリスク・ウェイトの対応関係を金融庁が定めるに当たっては、市場における格付利用の実態も十分に踏まえることとします。</p> <p>②規制上の自己資本比率を標準的手法で計算する場合には金融機関は格付の使用基準を作成することが求められますが、その際には、恣意的に所要自己資本を小さくすることを目的としないこと、内部管理での使用方法に整合的なものであることが必要となります(見直し後規制案第50条)。加えて、あるエクスポージャーに選択した格付機関の格付が複数ある場合の選択方法を告示上で規定することにより恣意的な格付の使用が排除されるよう措置されています(見直し後規制案第53条)。</p> <p>③情報開示については、適格格付機関の選定の要件として、「透明性の基準」及び「情報開示の基準」が求められることとなります。決定・選定過程については手続きを予め公表することにより、透明性の確保に努めます。</p>
4	第44条(適格格付機関の要件)	<p>適格格付機関の要件として個別格付を付与するに至った具体的な判断根拠を可能な限り公開することを適格格付機関に求める「透明性の基準」に加えるべき。</p>	<p>規制素案第44条・第45条は、標準的手法及び証券化エクスポージャーにおいて格付機関の格付をリスク・ウェイト算出に利用できるよう、金融庁長官が一定の基準を満たす格付機関を適格格付機関として選定し、格付とリスク・ウェイトの対応関係を決定するための規定です。当該規定は、自己資本比率を適切に計算する段階において、銀行自身が直接的に用いるものでは必ずしもないと考えられることもあり、告示の中には含めないこととし、それとは別に公表することといたしました。(以下回答20まで同じ。)</p> <p>一般には、個別格付を付与するに至った具体的な判断根拠を可能な限り公開することは望ましいと考えられますが、適格格付機関の要件としては、バーゼルⅡに従い、格付付与手法の一般的な情報の公開がなされているかどうかを要件として、格付機関の透明性を判断することとします。</p>
5	第44条(適格格付機関の要件)	<p>適格格付機関に関しては、海外当局が選定した適格格付機関の使用についても認めるべき。</p>	<p>我が国の規制においては、国内外の別なく、格付機関が我が国の基準に照らして適格であれば、適格格付機関として選定されることを何ら排除するものではなく、我が国当局が選定することが適当であると考えています。</p>

番号	条文	意見の概要	回 答
6	第44条 (適格格付機関の要件)	適格格付機関については、国内及び海外双方の格付機関から選定してほしい。	適格格付の選定に当たっては、適格性の基準に基づき審査することとなります。その際には国内、海外の格付機関の別は問いません。
7	第44条 (適格格付機関の要件) 第45条 (適格格付機関の格付の信用リスク区分への対応)	適格格付機関および信用リスク区分への対応は早期に公表してほしい。	適格格付機関及び格付とリスク区分の対応関係の決定については基準に照らして適切に行う必要があります。そのためには格付機関等から十分な情報収集が必要と考えています。こうした所要の経路を経た上で可能な限り早期に公表できるよう努力します。
8	第44条第6項 (適格格付機関の要件) 第47条 (非依頼格付の使用禁止)	依頼格付か非依頼格付かを区別できることについても、適格格付機関の要件に加えてほしい。	我が国において非依頼格付を認めないのは、非依頼格付が、債務者に対して格付を依頼するような圧力をかける手段として利用される可能性を防ぐためであり、依頼・非依頼の区別を開示していないことだけをもって、格付機関自体の適格性が損なわれるものではないと考えられます。また、金融機関には依頼格付・非依頼格付の区別を適切に行うことが求められます。
9	第45条 (適格格付機関の格付の信用リスク区分への対応)	三年累積デフォルト率について、基準レベルとトリガーレベルの乖離幅がBBB以上の格付について大きすぎて格付区分を分ける意味を薄くしている。結果的に金融機関が、同一債務者に対して付与されている格付のうち、最も高い格付を使用することによりリスク・ウェートを小さく操作することを許してしまう可能性がある。	金融庁が適格格付機関の格付を信用リスク区分に対応させるに当たっての基準は、バーゼルⅡを参照しているものであります。御指摘の、三年累積デフォルト率の基準レベルとトリガーレベルについては、基準レベルは10年間の平均値と比較するためのものであるのに対して、トリガー・レベルは直近年の値と比較するためのものであり、両者の絶対水準だけを単純に比較することは必ずしも適切ではないと考えています。また、格付の恣意的な選択によるリスク・ウェートの操作が起これないようにする為に、格付の使用基準の作成を銀行に求める等の措置がとられています(番号3参照)。

番号	条文	意見の概要	回 答
10	第45条 (適格格付機関の格付の信用リスク区分への対応)	<p>①格付の信用リスク区分への対応関係を決定する際に参照するデフォルトの定義は格付機関間で、可能な限り共通化を図るべきである。</p> <p>②共通化が困難な場合には、格付機関はデフォルトの定義を格付対象の種類別に開示すべきである。さらにデフォルト率の実績算出の根拠となる資料を第三者が検証可能なレベルまで、詳細に開示すべきである。</p>	<p>①格付は金融機関が利用するためだけのものではなく広く市場において投資家その他のものが利用しているものであることを踏まえると、本規制によって一律のデフォルトの定義を定めることは難しいと考えますが、マッピングに際しては、必要に応じて、定義の相違を踏まえて適切に対応していきます。なお、我が国の過去の実態に鑑みると、特に債券以外の債権のリスク・アセットの計算に用いる格付に関してはデフォルトの定義に債権放棄やリストラ目的の債務の株式化が含まれていることが望ましいと考えます。</p> <p>②デフォルトの定義は、「情報開示の基準」においてその定義について情報を公開することとされており、種類別に定義が異なる場合にはそれが分かるような情報開示が求められます。デフォルト率の実績については、格付区分ごとの実際のデフォルト率についての情報の公開が求められていますが、その際には、デフォルト率を計算するに当たって対象とした債務者、使用した格付の意味、デフォルトの定義その他のデフォルト率の計算方法が分かる情報が適切に公開されていることが望まれます。</p>
11	第44条第6項(適格格付機関の要件) 第45条(適格格付機関の格付の信用リスク区分への対応)	格付(記号)の「デフォルト」の定義とデフォルトスタディ(デフォルト率等の実績についての分析)におけるデフォルトの定義が異なる場合には当該デフォルトスタディは、格付の検証には使えないことが明確に認識されるべきである。	格付(記号)の「デフォルト」の定義とデフォルト・スタディにおけるデフォルトの定義が仮に異なっていたとしても、そのことが明確になっている限りにおいては、格付と信用リスク区分への対応関係を考えるに当たって当該デフォルト・スタディを利用することが必ずしも不相当とは考えられません。
12	第45条 (適格格付機関の格付の信用リスク区分への対応)	格付会社の有するグローバルなデータに基づき作成されたデフォルト率の実績は利用可能か。	金融庁が各適格格付機関の格付と信用リスク区分との対応関係を定めるに当たって、我が国の債務者の格付データだけでは統計的に十分ではない場合であって、外国の債務者を含む格付(我が国の債務者に対する基準と同一の基準で付与された格付)ならば十分なデータが存在する場合には、当該外国の債務者を含むデータに基づくデフォルト率の実績を利用することはあり得ると考えています。

番号	条文	意見の概要	回 答
13	第45条 (適格格付機関の格付の信用リスク区分への対応) 第256条 (標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)	地域固有の格付(例えばナショナル格付等)については、どのような条件にて、格付と信用リスク区分の対応が図られるのか確認したい。	各適格格付機関の格付と信用リスク区分への対応関係は別紙で公表する要件・基準を満たしている必要があります(過去のデフォルト実績に関する定量的要件含む)。
14	第45条 (適格格付機関の格付の信用リスク区分への対応)	同じ符号で表記される格付けであっても、格付機関が異なる場合には、その意味合いが一致しているとは限らないため、適格格付機関の格付を信用リスク区分へマッピングするにあたっては、格付機関ごとに異なるマッピング・テーブルを定めることが望ましい。	御指摘のとおりとすることを考えています。
15	第45条 (適格格付機関の格付の信用リスク区分への対応)	バーゼルⅡで言及されている「国際的アクセス(“international access”)」が規制素案には含まれていないのではないかと。	バーゼルⅡにある「国際的アクセス」については、規制素案において適格格付機関の「透明性の基準」の中で「格付機関が個々の格付の情報について、正当な関心を有する国内外の者に対して同じ条件で提供を行う」として明確に要件として位置付けられています。
16	第45条 (適格格付機関の格付の信用リスク区分への対応)	累積デフォルト率と格付との対応表(第四十五条)における「C」格は、バーゼルⅡの原案「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」の付属文書2(Annex 2)の中の表2との整合性に鑑み、実際は「B」格ではないかと思われる。	御指摘を踏まえ、修正致しました。

番号	条文	意見の概要	回 答
17	第45条 (適格格付機関の格付の信用リスク区分への対応) 第256条 (標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)	ストラクチャードファイナンスについても三年累積デフォルト率10年分を用意する必要があるか。必要な場合、どのようなセクター/地域に基づくデータが必要か。	証券化エクスポージャーに使用することができる格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであることが必要です。格付推移行列の要件については、証券化エクスポージャーの回答20を参照ください。
18	第45条第3項(適格格付機関の格付の信用リスク区分への対応)	「直近の三年累積デフォルト率及びその前年の三年累積デフォルト率が共にトリガー・レベルを上回ったとき」という規定では異常値が一過性のものかどうかの検証にはならない。	「直近の三年累積デフォルト率及びその前年の三年累積デフォルト率が共にトリガー・レベルを上回ったとき」は、金融庁は格付と信用リスク区分の対応関係を自動的に見直すのではなく、異常値が一過性かどうかの検証も含めて「適格格付機関の格付の信用リスク区分への対応を見直さないことが実質的なリスク・ウェイトの軽減となるおそれがある場合」かどうかを判断することになります。
19	第45条第4項、第5項(適格格付機関の格付の信用リスク区分への対応)	第45条第3項と同様に、「適格格付機関の格付の信用リスク区分への対応を見直さないことが実質的なリスク・ウェイトの軽減となるおそれがある場合には」との文言を標記条項に挿入すべきである。	規制素案第45条第4項及び第5項は第3項とは異なり、デフォルト率が上昇している局面を想定した記述ではないことから御指摘にある文言を加えることは適当ではないと考えます。
20	第47条 (非依頼格付の使用禁止)	非依頼格付について ①依頼・非依頼格付の区別を明示していない格付機関も適格格付機関に指定されるのか。 ②上記格付機関が適格格付機関に指定された場合、各金融機関の判断で依頼・非依頼格付の判断を行ってよいか。	①番号8の回答のとおり、依頼・非依頼格付の区別を明示することを適格格付機関の選定の要件(「透明性の基準」又は「情報開示の基準」とはしておらず、そのことをもって選定されないということにはなりません。 ②各金融機関が格付機関又は債務者に確認すること等により依頼格付であると確認できた格付に限り標準的手法における信用リスクの計算に使用することが可能となります。

番号	条文	意見の概要	回 答
21	第47条 (非依頼格付の使用禁止)	非依頼格付の使用を認めてほしい。	バーゼルⅡの原則に従い、格付機関が企業に格付を依頼するよう圧力をかける手段として非依頼格付を利用する可能性を防止するために、非依頼格付の使用を認めないことが適当と考えています。
22	第47条 (非依頼格付の使用禁止)	<p>①非依頼格付が依頼格付取得を促すための材料としている格付機関の非依頼格付のみを対象外とすればよい。</p> <p>②依頼格付か非依頼格付か区別できない場合は、格付の使用を認めてほしい。</p> <p>③シャドー・レーティングの使用を認めてほしい。</p>	<p>①格付機関が企業に格付を依頼するよう圧力をかける手段として非依頼格付を利用する潜在的な可能性を防止する必要があることから、全ての格付機関に関して非依頼格付の使用を認めないことが適当と考えています。</p> <p>②各金融機関が格付機関又は債務者に確認すること等により依頼格付であると確認できた格付に限り標準的手法における信用リスクの計算に使用することが可能となります。</p> <p>③御指摘のシャドー・レーティングの概念が必ずしも明確ではありませんが、発行体又は債務者の依頼が無いものは依頼格付の定義に当てはまらないため使用は認められません。また、一般に公表されていない格付についても「透明性の基準」に照らし使用は認められません。</p>
23	第48条 (内部管理と整合的な格付の使用)	<p>①格付について個別金融機関がその参照および使用が容易となるよう、監督当局において格付の公表方法等に一定の集約を行う等の配慮を願いたい。</p> <p>②使用の基準の制定にあたっては、格付機関は単独とし複数としないことも可能と考えてよいでしょうか。</p> <p>③「恣意的な使用」について例示いただきたい。</p>	<p>①信用リスク評価に資する格付情報の収集は各金融機関自身で行うべきと考えます。</p> <p>②格付の使用にあたっては、内部管理上の使用との整合性が求められていることから、内部管理においても一の格付機関しか使用していないことが確認できるのであれば、一の格付機関のみを使用することは可能です。ただし、格付の恣意的な使用がないことが求められていることに留意が必要と考えます。</p> <p>③例えば、銀行が、専ら意図的に信用リスク・アセット額を小さくすることを目的として、内部管理上で利用している適格格付機関とは異なる格付機関の格付を選択すること等が考えられます。</p>

番号	条文	意見の概要	回 答
24	第48条 (内部管理と整合的な格付の使用)	信用格付が規制上の所要自己資本の最小化のみを目的として、銀行およびその債務者に利用されないよう、銀行の格付使用に関してはリスク・ウェイトの境界において明確な基準の導入と詳細な使用実績の開示を義務付けるべきである。	規制上の自己資本比率を標準的手法で計算するには金融機関は使用基準を作成し、恣意的に所要自己資本が小さくなる格付の使用を行わないとともに、内部管理と整合的な使用を行うことが求められています(見直し後規制案第50条)。加えて、あるエクスポージャーに選択した格付機関の格付が複数ある場合にはその選択方法を当局が規定することで恣意的な格付の使用を排除するよう措置されています(見直し後規制案第53条)。更に、使用した格付機関についての情報は第3の柱で開示することとなります。
25	第49条 (格付が付与されていない場合における格付選択の一般原則) 第50条 (複数の格付の選択)	我が国においては主力銀行の融資が債権放棄される一方で同じ会社の社債については100%元利金回収が実現した例があり、会社格付と社債格付を分けて公表している格付機関がある。そうした場合、銀行融資の実態的リスクと社債のリスクが大きく異なっており、融資評価に使用できる格付は会社格付であることを明示すべき。	金融機関が、社債格付など個別債務に対して付与されている格付を当該格付が付与されている債務以外の債務のリスク・ウェイトに関して使用する場合の規定として、見直し後規制案第51条第1号においては、無担保の個別債務に「劣後しない」場合とされています。その際の「劣後」には、例えば、実質的に劣後する場合も含まれ得ると考えています。 なお、各格付機関の格付と信用リスク区分の対応関係の決定に当たって御指摘の点をどのように取り扱うかということについては、今後実態を踏まえながら慎重に検討したいと考えています。
26	第50条 (複数の格付の選択)	2番目に小さなリスクウェイトという意味について確認したい。	例えば3つの格付機関の格付があり、それぞれ対応するリスク・ウェイトが20%、20%、50%であれば、20%が1番小さいリスク・ウェイトであり、50%が2番目に小さいリスク・ウェイトとなります。
27	第50条 (複数の格付の選択)	格付機関の選択にあたっては、継続的に参照することを条件にあらかじめ選定した格付機関のみの格付を参照することでよいか、確認させていただきたい。	御指摘のとおりでよいと考えています。なお、使用した格付機関については第3の柱で開示することとなります。

番号	条文	意見の概要	回 答
28	第50条 (複数の格付の選択)	各格付機関の分析の高い整合性を保つためには、銀行による格付機関選択の基準を、格付機関が格付の高さを競う事態を招かないように運用することが望ましい。	規制上の自己資本比率を標準的手法で計算する際には金融機関は格付の使用基準を作成し、恣意的に所要自己資本が小さくなる格付の使用を行わないとともに、内部管理と統合的な使用を行うことが求められています(見直し後規制案第50条)。他方、格付機関は「独立性の基準」により「格付機関が格付を付与する対象者の評価に不当に影響を与えないかなる圧力からも自由」であることが求められていることから、仮にも金融機関がどの格付機関を選択するかによって格付機関の格付付与が歪められている場合には、「独立性の基準」に照らして問題が生じる可能性があると考えています。
29	第54条 (中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー)	海外諸国における現地通貨建の現地通貨で調達された当該国のソブリン向けエクスポージャーについて、当該国と同じリスクウェイトの適用を認めてほしい。	一律に海外当局の取扱いに委ねる結果、デフォルト国や信用状況が必ずしもよくない国について信用リスクの実態を反映しない小さなリスク・ウェイトが付与される可能性を残すことは適当ではないと考えられることから、外国向け債権については格付機関の格付に従うことが適当と考えられます。
30	第57条 (地方公共団体向けエクスポージャー)	中央政府および地方公共団体に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトが一律とされているが、中央政府と地方公共団体の信用力を同等にみなすのは適切ではないと思われる。	我が国の地方債については、地方自治体の課税権が元利償還の実質的な担保となっていることに加え、地方債発行の許可制(平成18年度からは協議制に移行予定)、地方財政計画の策定及び地方交付税の算定を通じた財源確保、起債制限制度、並びに財政再建制度により、返済不能になることはないものと考えられます。
31	第57条第1項 (地方公共団体向けエクスポージャー)	ここでの地方公共団体は、「我が国の」地方公共団体ということでしょうか。	御指摘のとおりです。御指摘を踏まえ、修正致しました。

番号	条文	意見の概要	回 答
32	第57条第1項（地方公共団体向けエクスポージャー）	特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものは、リスクウェイト0%の対象外とされているが、これは最終文書のパラグラフ58注19と同じ趣旨との理解でよいか。また、リスクウェイトについては、法人向けエクスポージャーの区分に従うものとの理解でよいか。	特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものは、リスクウェイト0%の対象外とされていますが、これは、特定の事業からの収入のみに返済原資が依存するものについて地方公共団体と同じ信用力を認めることはできないという考えに基づく現行規制の内容と同じであり、バーゼルⅡにより新たに規定されたものではありません。この場合のリスク・ウェイトについては法人等向けエクスポージャー(見直し後規制案第65条)に従います。
33	第57条第2項（地方公共団体向けエクスポージャー）	「我が国の地方公共団体」向けの外貨建エクスポージャーはこの項でカバーされ、日本国政府の外貨建債務の格付を適用するとの認識でよいか。	御指摘のとおりです。
34	第59条（国際開発銀行向けエクスポージャー）	表が間違っていると思われる。また、別紙2の対応表も間違っていると思われるため、修正をお願いしたい。	御指摘を踏まえ、表及び別紙2を修正致しました。同様に、見直し後規制案第65条(法人等向けエクスポージャー)に係る表及び別紙2についても修正致しました。
35	第59条（国際開発銀行向けエクスポージャー）	「ニ カントリー・リスク・スコアの場合」の表が添付されているのは不整合である。	御指摘を踏まえ、「ニ カントリー・リスク・スコアの場合」及び表を削除致しました。
36	第60条（政府関係機関向けエクスポージャー）～第63条（地方三公社向けエクスポージャー）	全ての政府関係機関等に対して一律に固定値のリスク・ウェイトを適用するのではなく、一部の先については格付に応じたリスク・ウェイトを適用することを考慮すべきである。	政府関係機関については、国の過半の出資、又は国の出資に加え、法律の定めるところにより、予算・決算について国会の議決、又は主務大臣の認可等が必要であることから、国の関与の下で適正な業務運営が担保されており、実質的に国の保証に準じるものとして、国のリスク・ウェイトに準じた10%を維持することが適当と考えられます。

番号	条文	意見の概要	回 答
37	第61条 (信用保証協会等 向けエクスポ ージャー)	複数の金融機関が出資することにより設立された、住宅ローン保証会社の保証に基づく住宅ローンについても、リスク・ウェイトは10%にしていきたい。	左記の住宅ローン保証会社については事業会社であり、10%のリスク・ウェイトの適用は認められません。
38	第61条 (信用保証協会等 向けエクスポ ージャー)	信用保証協会が部分保証となっている場合は、信用保証協会が保証している部分はリスクウェイト10%、その他の部分は原債務者のリスク・ウェイトが適用されると考えて良いか。	御指摘のとおりです。
39	第63条 (地方三 公社向け エクスポ ージャー)	地方三公社向けエクスポージャーのリスク・ウェイトの算出は格付を基準とすべき。	地方三公社については、地方公共団体等からの出資を受け、かつ予算・決算等についても、法律の定めるところにより、地方公共団体の承認等が必要とされていることから、地方公共団体の関係機関として、一律20%のリスク・ウェイトとすることが適当であると考えられます。
40	第63条 (地方三 公社向け エクスポ ージャー)	土地開発公社、地方住宅供給公社および地方道路公社向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは20%とされているが、低いと思われる。	同上
41	第63条 (地方三 公社向け エクスポ ージャー)	①素案第63条第1項で20%とされている地方三公社向けの円建てエクスポージャーのリスクウェイトについては、現行どおり10%とされたい。 ②地方公共団体による損失補償が付された地方三公社向け債権の扱いについては、素案に特段の記載はないが、地方公共団体と同等の0%のリスクウェイトとされたい。	①地方三公社については、近年、特定調停による債務削減など元利償還が困難となる事例が複数生じている一方で、地方公共団体等からの出資を受け、かつ予算・決算等についても、法律の定めるところにより、地方公共団体の承認等が必要とされていることから、一律20%のリスク・ウェイトとすることが適当であると考えられます。 ②地方公共団体の保証又は損失補償が適切に付与されている場合(見直し後規制案第118条及び第119条の条件を満たしている場合)には、当該保証又は損失補償でカバーされている金額について地方公共団体のリスク・ウェイト0%を適用することになります。
42	第64条 (金融機 関向け エクスポ ージャー)	表が間違っていると思われる。 また、別紙2の対応表も間違っていると思われるため、修正をお願いしたい。	表及び別紙2は原案を維持することと致しましたが、御指摘の趣旨を踏まえ、見直し後規制案第89条を修正致しました。

番号	条文	意見の概要	回 答
43	第64条第1項（金融機関向けエクスポージャー）	本邦では、バーゼルⅡパラグラフ61に規定してあるところのオプション1を採用するという内容であると思われるが、オプション2の採用が望ましい。	金融機関の信用リスクについては、(ア)一般に、当該金融機関が設立されている国における金融機関にかかる監督規制(自己資本比率規制を含む)、預金保険制度等に影響されること、(イ)全ての金融機関が格付を取得しているわけではなく、格付が取得していなくても財務状況が良好ではないということにはならないこと、から金融機関の格付よりも当該金融機関が設立されている国の格付に従うことが適当と判断したところであります。
44	第65条（証券会社向けエクスポージャー）	本邦の証券会社向けエクスポージャーについてもオプション2の採用が望ましい。	証券会社についてはバーゼルⅡに基づく、またはそれと類似の自己資本比率規制により当局の監督を受けていれば、政府に対する格付に基づきリスク・ウェイトを算出する方法が適当と考えています。
45	第64条（金融機関向けエクスポージャー） 第65条（証券会社向けエクスポージャー）	銀行持株会社は銀行と同じリスク・ウェイトとなるが、証券持株会社も証券会社と同じリスク・ウェイトとなるよう、その旨明記してほしい。	御指摘を踏まえ、バーゼルⅡに基づく、またはそれと類似の自己資本比率規制の適用を受けている証券持株会社に限り証券会社と同様の取扱いを認めるよう規制案を修正致しました。なお、我が国の銀行持株会社についてはバーゼルⅡに基づく自己資本比率規制の適用を受けることとなります。
46	第65条（証券会社向けエクスポージャー）	証券会社向けエクスポージャーについて、「バーゼル委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける」証券会社の会社名を教えてください。	日本においては証券会社及び外国証券会社の支店のことです。当庁のHPを参照してください。 (http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/syoken.pdf)
47	第67条（法人等向けエクスポージャー）	第71条に規定する中小企業等・個人向けエクスポージャーに含まれるとあえて判定することなしに、法人等向けエクスポージャーとして判定することによいか。	御意見のとおり、法人等向けエクスポージャーとしても差し支えないと考えます。ただし、法人等向けエクスポージャーとしての判定は各金融機関において総合的に行われる必要があり、例えば、格付の良好な中小企業等のみを抽出したり、決算期毎に取扱いを変えたりするといった、恣意的な運用は認められません。

番号	条文	意見の概要	回 答
48	第68条第2項（短期格付による例外）	本規定の趣旨は、短期エクスポージャーの一部に外部格付が付与されており、100%未満のリスクウェイトを享受できたとしても、無格付の短期エクスポージャーまでは類推適用されない旨を規定したものではないかと思われるが、そうであれば、何故「五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャー」（前項の信用リスク区分「5-2」相当）に限定する必要があるのか。	本規定の趣旨は、短期債権に50%又は100%のリスク・ウェイトに相当する格付がある場合、当該債務者に対する無格付の短期債権について、長期格付を適用すれば100%未満のリスク・ウェイトになる場合であっても、当該長期債権に対するリスク・ウェイトを適用してはならない旨を規定したものです。御指摘を踏まえ、修正致しました。
49	第69条第1項（法人等向けエクスポージャーの特例）	「法人等向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトをすべて100%とすることができる」とあるが、この特例は事業単位ごとに適用できるという理解でよいか。	この特例を適用する場合、全ての事業単位の法人等向けエクスポージャーを100%としなければなりません。
50	第70条（中小企業・個人向けエクスポージャー）	債務者側の名寄せ基準が示されていない。「密接不可分な関係とみなしている場合」とは与信時の各行基準でよいのか。	中小企業とその代表者など金融機関が信用供与に当たって密接不可分な関係とみなしている複数の債務者を「一の債務者」とします。望ましい「一の債務者」の名寄せの範囲（ベスト・プラクティス）を今後解釈集等において明確化したいと考えています。
51	第70条第1項第1号中小企業・個人向けエクスポージャー	「一の債務者」に対するエクスポージャーを計算する際に、信用保証協会の保証付エクスポージャー（保険の付された額）を控除すべき。	信用保証協会の保証が付与されている与信であっても、金融機関の与信であることには変わりがないことから、「一の債務者」に対するエクスポージャーの額の計算に含めることが適当と考えます。
52	第70条（中小企業・個人向けエクスポージャー）	1億円の上限規制のうえに小口分散基準(0.2%)が設けられているが、一般に資産規模が小さい金融機関にとって、小口分散基準は厳しいので削除していただきたい。	中小企業等及び個人向け与信のリスク・ウェイトが75%に軽減されているのは分散効果により信用リスク軽減が図られているという理由によるものです。小口分散基準は、同じ1億円であっても与信額合計が小さい金融機関にとっては大きな与信であり、分散効果による十分な信用リスク軽減効果が図られない可能性があることから、75%の適用範囲を制限するために設けられているものであり、当該基準を削除することは不適當であると考えられます。

番号	条文	意見の概要	回 答
53	第70条第1項第2号（中小企業・個人向けエクスポージャー）	本号による数値基準（「0.2%」）は、削除ないしは簡便な計算で判定できるようにしてほしい。	同上。なお、小口分散基準の計算方法は、バーゼルⅡの例示よりは簡便なものになっています。
54	第71条（中小企業等の定義）	中小企業等の定義に当てはまらない法人であっても、協同組織金融機関の会員・組合員であれば中小企業等に含めてほしい。	御指摘を踏まえ、協同組織金融機関に対する新しい自己資本比率規制案の公表までに検討します。
55	第72条（中小企業等・個人向けエクスポージャーの特例）	中小企業等・個人向けエクスポージャーでも外部格付が使用できるのか。	当該条文については修正致しました。中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーの要件を満たしているが、75%のリスク・ウェイトとせず法人等向けエクスポージャーとして扱う場合は格付が使用できます。ただし、法人等向けエクスポージャーとしての判定は各金融機関において総合的に行われる必要があり、例えば、格付の良好な中小企業等のみを抽出したり、決算期毎に取扱いを変えたりするといった、恣意的な運用は認められません。
56	第73条（抵当権付住宅ローン）	「抵当権によって完全に保全されたものであること」とあるが、「抵当権によっておおむね保全されたものであること」としてほしい。	抵当権付き住宅ローンについての「抵当権により完全に保全された」という要件は、現行規制及びバーゼルⅡに則ったものであり、今般同ローンのリスク・ウェイトが35%に軽減されることに鑑みても、御要望を認めることは適切ではないものと考えます。
57	第73条（抵当権付住宅ローン）	抵当権付住宅ローンには根抵当権つき住宅ローンも含まれるとしてよいか。	御指摘のとおりです。
58	第73条（抵当権付住宅ローン）	住宅ローンのリファイナンス（借り換え）の住宅ローンに適用があることを明記してほしい。	住宅ローンの借換えについても見直し後規制案第69条の要件を満たしていれば抵当権付住宅ローンの適用となります。

番号	条文	意見の概要	回 答
59	第73条 (抵当権付住宅ローン)	抵当権付住宅ローンへのリスクウェイト35%の適用は、LTV(担保比率)が80%(又は70%)以下の場合、また、LTVが80%超の場合は金融庁が別途承認した信用リスク削減方法を用いた場合に限定するべきである。	抵当権付き住宅ローンについては、「抵当権により完全に保全」されていることが要件ですが、この要件は、バーゼル銀行監督委員会においても我が国においても、現行規制において認められている解釈と何ら異なるものではありません。また、バーゼルⅡでも、35%のリスク・ウェイトを認めるためには各国の状況に応じて適切な基準を定めることが求められています。以上により、原案を維持することと致しました。また、信用リスク削減については、第6章第5節に取扱いが定められているところであり、そちらを参照してください。
60	第73条 (抵当権付住宅ローン)	第一順位の抵当権に限って、特別なリスクウェイトを適用すべき合理的根拠は薄弱である。	第一順位の抵当権は、第二順位の抵当権よりも信用リスクを削減する効果が大いと考えられることから、35%リスク・ウェイトの対象は、現行規制と同様、原則として第一順位の抵当権が付与されている住宅ローンに限定することが適当と考えます(ただし、住宅金融公庫が第一順位の抵当権を付与している場合は第二順位でもよいものとします)。
61	第73条第1項(抵当権付住宅ローン)	保証会社の抵当権が第二順位であっても、公的機関が先順位の場合で、担保余力があり、かつ保証会社の抵当権がその直後に設定している場合も可としてほしい。	御指摘の件については、現行規制において認められており、新しい規制案においても取扱いが異なるものではありません。今後解釈集等において当該取扱いについて明確化したいと考えています。
62	第73条 (抵当権付住宅ローン)	物件が賃貸されているかどうかの判断は、おおむね(例えば5割以上)賃貸されている状況としていただきたい。	返済が専ら抵当権の設定されている住宅からの賃料その他の収入に依存している住宅ローンについて、現に賃貸されているかどうかの判断は、当該住宅ローンの返済に充当するために十分な賃料その他の収入が得られているかどうかで判断するものとします。
63	第73条 (抵当権付住宅ローン)	賃貸用住宅向け住宅ローンの取扱いにあたっては、「賃貸していること」の要件を緩和し、現行告示の取扱いのように、その取得・建築及び増改築を目的とするものである限り、適格住宅ローンとすべきである。	賃貸用住宅向け住宅ローンは、一般に、居住用住宅ローンに比べて事業性が強く信用リスクが大いと考えられることから、35%リスク・ウェイトの適用にあたっての要件を適切に設定するため、原案を維持することが適当と考えます。
64	第74条 (事業用不動産向けエクスポージャーの特例)	不動産からの賃貸収入に依存している事業用不動産向けエクスポージャーのリスクウェイトは100%以上とされているが、例えば150%や200%という場合もあり得るのかを確認したい。	延滞エクスポージャーに該当した場合には、150%になることもあります。御指摘の趣旨を踏まえ、修正致しました。

番号	条文	意見の概要	回答
65	第74条 (事業用不動産向けエクスポージャーの特例)	事業用不動産向けエクスポージャーに対するリスク・ウェイトとしては100%以上としているが、バーゼルⅡに見られるよう、安全性がより高いと認められる一定の案件に関しては、例外を定めてはどうか。	バーゼルⅡの趣旨が、事業用不動産向けエクスポージャーが不良債権の原因となってきたことに鑑みそのリスク・ウェイトを100%とするものであることから、我が国においても原則どおりの取扱いが適当であると考え、原案を維持することと致しました。
66	第75条 (延滞エクスポージャー)	信用保証協会等および株式会社産業再生機構の保証付きエクスポージャーは、第75条の適用除外とすべき。	バーゼルⅡにおいては、一般に、保証付き債権のリスク・ウェイトは、当該債権の状態に関わらず、保証効果を勘案して保証人のリスク・ウェイトに置き換えられることになっています。 こうした考え方に鑑み、保証協会等及び産業再生機構の保証付き与信が延滞債権に該当した場合であっても、現行どおり保証効果を勘案して10%のリスク・ウェイトになることを明確化しました。
67	第75条 (延滞エクスポージャー)	延滞エクスポージャーの定義に当たっては、一般貸倒引当金の対象債権となっている要管理先債権を除き、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権で、かつ3月以上延滞している者に係るエクスポージャー」とすべきである。	標準的手法はあくまでも簡易な手法であり、バーゼルⅡに準じて形式的に3ヶ月以上延滞先としたものです。なお、一般貸倒引当金については、補完的項目に算入されることにより既に引当金の効果が勘案されており、延滞エクスポージャーの定義から要管理債権に該当するものを除くことは適当ではないと考えます。
68	第75条 第1項 (延滞エクスポージャー) 第76条 第2項 (抵当権付住宅ローンに係る延滞エクスポージャー)	延滞債権以外の個別貸倒引当対象先にも引当割合に応じてリスクウェイトを軽減すべきである。	延滞が発生していない場合には、そもそもリスク・ウェイトが150%になっていないことから引当率によるリスク・ウェイト軽減効果を勘案するのは不相当であると考えます。また、バーゼルⅡでもそのような取扱いは認められていません。 なお、標準的手法において、個別貸倒引当金に相当する額は、延滞の有無を問わず、信用リスクアセットの額の算出対象から除かれています。
69	第75条 (延滞エクスポージャー)	標準的手法採用行における延滞エクスポージャーのディスカウント部分についても、個別貸倒引当金等と同様の取扱いを認めてほしい。	ディスカウントで購入した債権については、既に会計上債権額面よりもディスカウントされた取得価額で計上されることになることから、標準的手法においては、当該取得価額にリスク・ウェイトを乗じてリスク・アセット額が算出されることとなります。これに加えて、取得価額と債権額面との差額を個別貸倒引当金と同様に取扱うことは不相当であると考えます。

番号	条文	意見の概要	回 答
70	第75条 (延滞エクスポージャー)	中小企業等・個人向け延滞エクスポージャーのリスクアセットの算出においては、債務者ベースでの算出を必須とせず、案件（債権単位）ベースでの算出も認めてほしい。	延滞エクスポージャーについて債務者ベースで判断している理由は、我が国においては、根担保・根保証制度が普及していることもあり、自己査定・引当も含めて債務者ベースで管理されている実態に合わせたものです。更に、標準的手法の中小企業向け・個人向けの与信については、バーゼルⅡにおいても明示的に債務者ベースでの合算が求められており、これは各国裁量で緩和されることが予定されていないものです。
71	第75条 (延滞エクスポージャー)	「個別貸倒引当金等」は個別引当金、特定海外債権引当勘定および部分直接償却の合計額と読めるが、一般貸倒引当金（「DCF法」によるものを含む）を考慮してもよいか。	一般貸倒引当金は補完的項目への算入が認められていることから、自己資本比率の分母の信用リスク・アセットの額の計算において個別貸倒引当金等と同様にリスク・アセットの額の削減効果を認めることは適当ではないと考えます。
72	第75条第1項 (延滞エクスポージャー) 第76条第2項 (抵当権付住宅ローンに係る延滞エクスポージャー)	引当率については、日本の会計基準で引当の対象となっている（不動産担保等による保全部分を除いた）債権に対する引当の比率を「引当率」とし、日本の会計基準と整合的な取扱いにしてほしい。	標準的手法においては、現行規制同様、不動産により担保効果を認めないことを原則的な取扱いとするバーゼルⅡに則ったものであり、延滞エクスポージャーのリスク・ウェイトを算出するにあたり、不動産の保全部分を考慮した割合により算出することは認められません。
73	第77条第2項等 (右記以外の資産等)	リース取引の取扱いは、その他資産あるいはリース先の属性に応じた区分のいずれとなるのか。	標準的手法におけるリース取引の取扱いについては、バーゼルⅡにおいて明示されておらず、内部格付手法における取扱いとの整合性の観点から、引き続き検討することが必要と考えています。今後解釈集等で明確化したいと考えています。
74	第77条 (右記以外の資産等)	金融機関の店舗を設置している土地のリスク・ウェイトは100%を適用することとなっているが、リスク・ウェイトを引き下げてほしい。	金融機関が保有する土地については見直し後規制案第77条(右記以外のエクスポージャー)が適用されることから100%のリスク・ウェイトとすることが適当と考えます。

番号	条文	意見の概要	回答
75	第77条 (右記以外の資産等)	①標準的手法の株式、投信、REIT、代替投資のリスク・ウェイトは100%でよいか。 ②公社債投信のリスク・ウェイトを低減してほしい。	株式のリスク・ウェイトは見直し後規制案第76条(出資等のエクスポージャー)により100%としますが、証券化エクスポージャーに該当しない投資信託、REIT、代替投資等の保有分については、原則として当該投資手段(投資信託等)の構成資産の信用リスク・アセットの額を用いて信用リスク・アセットの額の計算をすることとします。 取扱いの詳細は今後解釈集等で明確にしたいと考えています。
76	第77条第2項(右記以外の資産等)	ファンド自体に保有資産に関する信用リスクに基づいた格付が付与されている場合は、それに基づいて信用リスクアセットを計算できることとしてほしい。	いわゆる「ファンド」の保有分については、原則として当該ファンドの構成資産の信用リスク・アセットの額を用いて信用リスク・アセットの額を計算することとします。 取扱いの詳細は今後解釈集等で明確にしたいと考えています。
77	第77条第2項(右記以外の資産等)	金銭信託の取扱いを明らかにしてほしい。	金銭信託については、当該信託銀行に対する債権とせず、原則として構成財産の内容によって判断します。 取扱いの詳細は今後解釈集等で明確にしたいと考えています。
78	第77条第2項(右記以外の資産等)	第五十二条から第七十六条までに規定される資産を裏づけとしたリパッケージ債(「証券化エクスポージャー」の対象とならないもの)については、裏づけとなる資産のリスク・ウェイトに応じた適切なリスク・ウェイトを適用できるのか。	証券化エクスポージャーに該当しないリパッケージ債については、原則として裏付けとなる資産の信用リスク・アセットの額を用いて信用リスク・アセットの額を計算することが適当と考えています。
79	第78条第10号(オフ・バランス取引の与信相当額)	日本銀行、銀行協会、取引所等へ差入れる、いわゆる差入担保については、オフ・バランス取引の与信に該当しないのか。	いわゆる差入担保の取扱いについては、我が国の法制度、取引慣行等に照らして、引き続き検討することが必要と考えています。 今後解釈集等で明確化したいと考えています。
80	第78条第10号(オフ・バランス取引の与信相当額)	オフバランス取引で掛目が100%となる有価証券の担保提供については、本邦における質権・譲渡担保は該当しない旨、明確化してほしい。	有価証券の担保提供における質権・譲渡担保の取扱いについては、我が国の法制度、取引慣行等に照らして、引き続き検討することが必要と考えています。 今後解釈集等で明確化したいと考えています。

番号	条文	意見の概要	回 答
81	第79条第3項第1号ロ（派生商品取引）	<p>プロテクションの購入の場合、次の二つの資本賦課が行われる形になるが、後者（②）は不要ではないか。</p> <p>①債務者置き換え方式により、原債権額がそのままカウンターパーティ向けエクスポージャーとして認識されることによる資本賦課</p> <p>②「再構築コスト」+「アドオン」のカウンターパーティ・エクスポージャーに対する資本賦課</p>	<p>御指摘のような事例において、計算方法によっては、①と②を必ずしも重畳的に算出することを要しない場合がありうると考えられますが、それは例えば、(1)資産のリスク・アセットが時価変動にかかわらず額面価値で認識されていること、(2)クレジット・デリバティブの時価の変動が資産の時価の変動と完全に一致していること、(3)資産の売却の際にはクレジット・デリバティブも解消することとされており、カウンターパーティ・リスクのみが残存することがないこと、などの様々な条件を満たす場合に限られるのではないかと考えられます。上記はあくまでも現時点での一つの考え方に過ぎませんが、こうした条件を満たし、重畳的なリスク・アセット算出を要しないと考えられる具体的なケースがあり、計算方法の明確化が必要な場合には、検討のうえ、解釈集等においてお示しすることと致します。</p>
82	第79条（派生商品取引）	<p>①「特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価値がゼロになるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことができる」取引には、ミューチュアル・プット、スワップション、Notional Reset条件付通貨スワップ等が含まれると解釈して良いか。</p> <p>②上記と同様の規定をロのクレジット・デリバティブの掛目にも設けるべきである。</p>	<p>①御指摘の条件に該当する契約であれば、残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことができますが、個別具体的な契約条項の適否について一概にご返答することは困難であると考えられます。</p> <p>②クレジット・デリバティブのアドオンについては、残存期間に関係のない規定となっており、同様の規定は不要と考えられます。</p>
83	第79条第2項第1号、第2号（派生商品取引）	<p>再構築コストは「零を下回らないものとする。」とされているが、アドオンとの相殺を認めるように変更し、「相殺後の値が零を下回らない」という要件にすべきである。</p>	<p>例えば、二つのデリバティブ取引の再構築コストが共に▲10であり、一方のアドオンは5、もう一方のアドオンは10であるとき、将来の価値変動リスクは後者の方が大きいにも拘らず、資本賦課が同じとなり、アドオンの趣旨に反する恐れがあると考えられます。よって、要件の変更は不要と考えています。</p>

番号	条文	意見の概要	回 答
84	第79条第3項第1号（派生商品取引）、第118条第1項（計算方法）	<p>①担保付デリバティブ取引におけるアドオン算定のための「残存期間」は、契約上の残存期間ではなく、担保調整を行うための再評価日までの期間（および再評価日から相手方のデフォルト確定までの日数の和）とすべきである。</p> <p>②担保付デリバティブ取引においては格付の低下に伴い信用極度を縮小させることにより、デフォルト時のエクスポージャーが相当程度低下するため、これを勘案しない賦課自体が十分保守的である点を理解して欲しい。</p>	<p>①規制素案第79条3項1号イの表の（注1）にあるように、「特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価値がゼロになるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことができる」とされています。担保付デリバティブ取引が上記の規定を満たすか否かについては、より具体的な約定内容に応じた検討が必要と考えられます。</p> <p>②信用極度の縮小によるリスク管理が重要な役割を果たすことは確かですが、格付の低下による管理のみにより将来のカウンターパーティ・リスクが完全に管理できているとは言い切れないことなどから、御指摘の点を当該論点の検討に直接に結びつけることは困難と考えられます。</p>
85	第79条第3項第1号ロ（派生商品取引）	<p>優良債務者に係るアドオン掛目の5%は過度に保守的と考えており、バーゼル委員会での見直しとそれに伴う国内規制の修正を要望する。</p>	<p>今回のアドオンが画一的なものであることから、保守性の高くなる事例があることは否めませんが、これは画一的な取扱いの限界といえます。より複雑な取扱いとすることが適当かどうかについては、監督上の必要性や規制としての簡便性等の要因を総合的に勘案しつつ、慎重な検討を行うことが必要な問題と考えられます。</p> <p>なお、カウンターパーティ信用リスクの取扱いについては、現在、バーゼル銀行監督委員会と証券監督者国際機構（IOSCO）が共同で検討を進めているところであり、我が国における規制上の取扱いについても、そこでの検討結果等を踏まえつつ、今後、検討していく必要があると考えています。</p>